

震災後のがれき処理でアスベストばく露した 明石市職員の島谷さん公務外認定取消し訴訟

高裁が一審判決を覆す不当判決 上告し引き続き闘う

一審で公務災害と認めた判決を高裁が取り消す不当判決があった。公務災害基金が控訴したことも不当であったが、さらに高裁が取り消す事態となった。支援するひょうご労働安全衛生センターによる記事（HOSHC 労働安全衛生 2022 年 4 月号に掲載）を転載させていただく。

高裁が一審判決を取り消す

「原判決を取り消す」。3月17日、傍聴者でいっぱいとなった法廷に、大阪高裁の松井秀隆裁判長が発した声が響いた。言葉の意味がすぐに理解できず、皆が顔を見合っている間に、裁判官は法廷を立ち去ってしまった。一瞬の出来事であった。

明石市職員の島谷和則さんは、阪神・淡路大震災で発生したアスベストを含むがれきの処理作業に従事し、腹膜中皮腫を発症した。環境事業部の職員として勤務した島谷さんは、収集業務時以外にアスベスト粉じんにはく露する

機会が考えられず、2012年8月に地方公務員災害補償基金兵庫県支部に公務災害の認定申請を行った。

しかし基金支部は公務外と判断し、審査請求も棄却されたため、処分の取り消しを求め2018年1月に神戸地方裁判所に提訴したのであった。約3年に渡る審理を経て、神戸地方裁判所は2021年3月26日に、「地方公務員災害補償基金が行った公務外災害認定の処分を取り消す」との判決を言い渡した。ところが基金が控訴したため、大阪高裁において争いが続いていたのであった。



判決の説明をする位田浩弁護士を囲む関係者・支援者

腹膜中皮腫に関する高裁の判断

高裁は、島谷さんが発症した腹膜中皮腫について、「高濃度の石綿粉じんばく露歴や角閃石族の石綿ばく露歴があることが多いとされ、また、胸腔内に石綿ばく露の所見（肺内の石綿繊維、石綿小体の数・濃度、石綿肺を示す肺の線維化、胸膜プラークの存在）が認められることが多いとされている」、潜伏期間についても「腹膜中皮腫として労災認定された事例における平均潜伏期間 40 年（最小 27 年）と比較しても、相当短期であると言わざるを得ない」と判断。

そして、「腹膜中皮腫は胸膜中皮腫よりも高濃度ばく露で発症すると解されているものと認められる」「石綿ばく露歴の有無が分からない割合が胸膜中皮腫に比べて多く、40%前後あるとされている」との見解を示し、島谷さんについても「石綿粉じんばく露以外の原因で腹膜中皮腫を発症した可能性があることは否定できない」と判断した。

島谷さんの石綿ばく露作業について

石綿による疾病の認定基準には、石綿ばく露作業について例示されている。島谷さんは明石市環境事業部の職員として、石綿含有建材等をパッカー車に積み込む際に、手で割ったり折り曲げたりした上で、回転板で細かく砕きながら積み込む作業をおこなった。これらの作業は、認定基準の「石

綿製品の切断等の加工作業」「石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物」の「解体作業」に該当すると主張した。

ところが判決では「震災後に従事したがれき等の収集運搬業務が、石綿による疾病の認定基準記載の石綿ばく露作業と同視できるほどの相当量の石綿粉じんにばく露するものであったとは認められない」と判断。

「震災後の平成 7 年 1 月から平成 8 年 3 月までの間、日常的に石綿粉じんにばく露し得る環境にあったことは否定できない」としながらも、「処分場に立ち入る機会にしても月 4 回程度で、立ち入った時間も 1 回につき長くとも約 10 分」と誤った判断を行い、「ばく露量が多量であるとは認められない」と判断した。

基金の認定率の低さ

厚生労働省は、毎年、石綿による疾病の請求件数、決定件数等に関する情報を公表している。最新の 2020（令和 2）年度における労災保険の中皮腫の請求件数は 615 件、決定件数は 633 件、そのうち支給決定件数は 607 件となっている。認定率は 95.9% である。過去 5 年間の認定率を見ても、全て 95% を超えている。

一方、基金本部のホームページにも、石綿関連疾患の公務災害の申請・認定件数が公表されている。2005（平成 17）年度以前の分も含め全数が掲載されている。職種別、疾病別に分類されており、中皮腫の全請求件数と認定件数を累計すると、「電気・ガス・水道事業職員」は請求 34 件で認定

27件（認定率79.4%）。「義務教育学校職員・義務教育学校職員以外の教育職員」は、請求33件で認定5件（認定率15.1%）。「消防職員」は、請求21件で認定11件（認定率52.3%）。「上記以外の職員」は、請求88件で認定43件（認定率48.8%）となっている。中皮腫を発症し、公務災害に申請した全件数は176件で認定された件数は86件、認定率は僅か48.8%。認定率は労災保険の半分である。

この数字からも、公務災害補償基金が労災認定基準とは違った独自の判断を行っていることが伺える。

発症した中皮腫の部位により異なる判断が行われるという今回の高裁判決を、到底受け入れることはできない。島谷さんの遺族は、3月31日最高裁に上告及び上告受理の申立を行った。

◆原告コメント

今回の判決は、夫が従事した震災当時の作業内容を全く理解してもらっておらず、実際の作業環境と全く違う判断が行われており、遺族として理解できませんし、到底納得がいきません。大変残念です。

◆弁護団コメント

本日、大阪高等裁判所第7民事部は、故・島谷和則氏の悪性腹膜中皮腫を公務上災害と認めた神戸地方裁判所（第一審）の勝訴判決を取り消し、原告の請求を棄却するという不当判決を言い渡しました。

1 事案の概要

明石市環境事業所の職員であった島谷氏は、主にごみの収集・運搬・廃棄の業務に従事しており、粗大ごみや不燃ごみの中には石綿（アスベスト）を含有する建材や配管、家電製品等が含まれていました。

とくに、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、石綿含有建材を含む震災がれきりがごみとして大量に排出されました。

島谷氏は、これらの石綿含有建材等を収集・運搬等する作業に従事したことにより、石綿粉じんにはばく露し、2012年に悪性腹膜中皮腫を発症し、2013年10月15日に死亡しました。

島谷氏は生前、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に対し、公務災害認定を請求しましたが、同基金支部は、「公務外の災害」として認定し、島谷氏の請求を認めませんでした。

2 第一審判決

島谷氏の妻は、2018年1月10日、公務外認定処分取消しを求め、神戸地方裁判所に提訴しました。

主な争点は、①島谷氏が明石市環境事業所での震災がれきり等の収集やごみ処理業務において石綿粉じんにはばく露したか、②腹膜中皮腫はこの業務に起因するものか、でした。

2021年3月26日、神戸地方裁判所は、公務外認定処分取消しという勝訴判決を言い渡しました。



同判決は、①島谷氏は震災時の業務で石綿にばく露し、腹膜中皮腫を発症したとするのが自然かつ合理的である、②石綿粉じんのばく露量が認定できないことを被災者に不利益に扱うべきではない、③腹膜中皮腫の医学的知見は確立しておらず、高濃度で発症するとの知見を直ちに適用するのは相当でない、④他に有力な原因がなく、公務と腹膜中皮腫の発症には相当因果関係が認められると判断しました。

しかし、基金はこれを不服とし、大阪高等裁判所に控訴しました。

3 控訴審判決（本判決）

本判決は、「本件震災の影響を考慮しても、（島谷氏が）本件震災後に従事したがれきなどの収集運搬業務によって、腹膜中皮腫を発症させる程度の相当量の石綿粉じんにばく露したとは認め難い」「（島谷氏が）本件震災後に従事したがれきなどの収集運搬業務によって高濃度の石綿粉じんにばく露したと認められない」とし、中皮腫に関する医学的知見について、「一般に、腹膜中皮腫が胸膜中皮腫よりも高濃度ばく露で発症すると解されているものと認められる」などと判示したうえ、「（島谷氏が以前

に他の）職業に従事した際の石綿粉じんの間接ばく露に起因する可能性も否定できない」などと述べて、第一審判決を取り消しました。

しかし、腹膜中皮腫が胸膜中皮腫よりも高濃度ばく露でなければ発症しないという医学的知見はなく、本判決は知見に関する理解を誤っています。島谷氏は、明石市以前の職場で石綿粉じんにばく露した事実はなく、仮に他の職場で石綿粉じんに間接ばく露していたとしても、公務との相当因果関係が否定されるものではありません。この点においても、本判決は誤りであるといわざるを得ません。

4 中皮腫と公務災害認定

中皮腫は、中皮細胞の存在する胸膜、腹膜等に発生する腫瘍（がん）です。中皮腫の大多数は、石綿ばく露によることが医学的知見として確立しており、石綿肺や肺がんと比べて、少量、短期間の石綿ばく露でも発症します。

公務災害の認定基準は労災認定基準を準用しており、中皮腫は、石綿ばく露作業の従事期間が1年以上ある場合には、業務上（公務上）の疾病として取り扱われます。胸膜中皮腫と腹膜中皮腫とで認定要件に区別はありません。

腹膜中皮腫の場合に、石綿粉じんの高濃度、長期間のばく露を要件とすることは、医学的知見に基づかない誤った判断であるのみならず、被災者救済の途を不当に制限するものといわざるを得ません。

5 最後に

島谷氏は、震災時には、自身や家族も震災被害を受ける中、混乱した市民生活を一刻も早く正常化させることを優先し、粉じんまみれになることも厭わず、石綿含有建材等を含む震災がれきを収集しました。自らの職責を懸命に全うした結果、島谷氏は石綿粉じんにはく露し、悪性腹膜中皮腫を発症したのです。

今回の大阪高裁判決は、アスベスト被害の救済を後退させるものであって、容認できるものではありません。

今後、最高裁判所において正当な判断が

下されるべく微力を尽くしたいと考えます。

2022年3月17日

アスベスト訴訟関西弁護団

弁護士 位田 浩

弁護士 吉田浩司

弁護士 山中有里



安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議（略称：全国安全センター）は、働く者の安全と健康のための全国ネットワークとして、1990年5月2日に設立されました。①最新情報満載の月刊誌「安全センター情報」を発行しているほか、②労働災害・職業病等の被災者やその家族からの相談に対応、③安全健康な職場づくりのための現場の取り組みの支援、④学習会やトレーニングの開催や講師の派遣等、⑤働く者の立場に立った調査・研究・提言、⑥関係諸分野の専門家等のネットワーキング、⑦草の根国際交流の促進、などさまざまな取り組みを行っています。いつでもお気軽に度相談、お問い合わせください。

- 購読会費（年間購読料）：10,000円 ●一部：800円
- お申し込み：全国労働安全衛生センター連絡会議
- Tel:03-3636-3882 Fax:03-3636-3881 URL: <http://joshrc.info/>



中皮腫ポータルサイト
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



ストレスチェックから職場改善へ 集団分析は活かされているか

制度が始まって6年、活用状況は？

事業者ストレスチェックを義務付けるという労働安全衛生法改正案が国会で成立し、公布されたのは2014年6月、施行されたのは準備期間の1年半を経た翌2015年12月のことだった。

労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するために、個々の労働者に「心理的な負担の程度を把握するための検査」（労働安全衛生法第66条の10、いわゆる「ストレスチェック」）を実施して、労働者自身のストレスへの気付きを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めるといったものだ。

法律の施行により、ストレスチェック自体の実施は労働者数50人以上の職場に義務付けられ、50人未満の事業場でも努力義務とされた。ストレスチェックの結果は、実施者である医師等の専門家から労働者本人に通知され、自身による気付きを促す。高ストレス者と判定された場合には、本人の申し出により、事業者は医師による面接指導を実施する。そして面接指導の結果、事業者は医師から意見を聴取し、必要な場合は何らかの措置をとる。…とここまでが

義務となっている。

しかしストレスチェック制度の目的は、職場改善につなげ、メンタルヘルス不調を未然に防止するということだ。そのために、この制度設計で重点が置かれているのは、職場の集団ごとに結果を集計・分析し、単位ごとのストレス状況を把握して、その後の職場改善に活かすというプロセスだ。

そのための法令上の規定は労働安全衛生規則に次のように記述されている。

第52条の14 事業者は、検査を行った場合は、当該検査を行った医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

未然防止のためには、検査の結果明らかになった高ストレスの原因を集計・分析により突き止めて、職場を改善して除去する

ということだ。この制度の趣旨からすると、ここまできて目的達成ということになるのだが、条文の記述は「努めなければならない」という努力義務の規定となっている。たしかに、集団分析の手法の例は行政通達で示されているとはいえ、職場ごとの事情で画一的なものとすることはできず、職場改善のすすめ方となると、それこそ千差万別だから具体的な措置の義務付けは意味がなさそうだ。

ただそうは言っても、事業者が実施機関に委託して、お定まりの「職業性ストレス簡易調査票」にもとづく検査を実施し、それで法律上の義務を果たしたから終わりというのではこの制度の意味はない。むしろ検査による情報収集だけが行われるとなると、個人のストレス情報がもてあそばれるだけになってしまうので、マイナスの効果しかないことになってしまう。

職場改善の取り組みは 30%台

このような状況で何らかの指針のようなものが必要とされているところだ。

厚生労働省は、令和3年度の厚生労働省委託事業「ストレスチェック制度の効果検証に係る調査等事業」で、事業場と労働者を対象としたアンケート調査を実施し、制度実施に係る課題に対する工夫例をまとめた事例集「ストレスチェック制度の効果的な実施と活用に向けて」をHP上 (<https://www.mhlw.go.jp/content/000917294.pdf>) で公表している。

このアンケート調査によると、令和2年

度で8割を超える事業場でストレスチェックが実施されており、努力義務となっている50人未満の事業場でも約4割が実施しているという。ただ本支店等ではない単独で50人未満の事業場では実施率は1割以下にとどまっている。

ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定される割合は大半の事業場で5～20%となっているが、その高ストレス者のうち、医師による面接指導を申し出る者の割合は5%未満だという。高ストレス者と判定されたとしても医師による面接指導を申し出ると、自らが高ストレス者であることを事業場に明らかにすることになるのだから当然ともいえるが、制度上の問題点といえるだろう。

結果の集団分析とその後の職場改善の取り組みについては、集団分析を実施する事業場は令和2年度で85.0%、職場環境改善に取り組んでいる事業場は30%台後半で推移している。

集団分析については、職業性ストレス簡易調査票と連動した「仕事のストレス判定図」を用いた分析がマニュアルで紹介されており、検査実施機関が分析結果報告まで行うことができる。そのため集団分析までは比較的簡単に進むこととなる。

しかし問題は、ここから職場改善にどのように進めるかということだ。アンケート調査結果では3割程度の事業場で実施しているとの数字が出て切るが、その内容こそが問題ということになる。

効果的な実施の事例も数々

事例集「ストレスチェック制度の効果的な実施と活用に向けて」では、その後半で数々の職場の改善事例が紹介されている。たとえば、職場の課題を明らかにするために、「メンタルヘルスアクションチェックリスト」や「MIRROR（メンタルヘルス改善意識調査票）」等を活用する際に、職場の実情に合わせてカスタマイズすることにより成果をあげている事例など、それぞれの職場の段階や状況に応じて参考とすることができる。

小規模な事業場の場合は、地域産業保健センターを活用するヒントなども参考になる。

また、この事例集のコラムでもふれてい



るが、そもそもストレスチェック制度をうつ病になっている人を見つけ出すためのものと誤った理解をしている場合が少なくないという現状がある。アンケート調査の回答では、「事業者・労働者ともに一定の割合で、ストレスチェック制度の目的はうつ病等のスクリーニングであるとの誤った認識が見受けられた」としている。「ストレスチェックに用いられる職業性ストレス簡易調査票は、事業者が労働者の意図しない形で職業性のストレス状況に関する情報を収集するためのものではなく、労働者が自身の職業性のストレス状況を把握することを目的として開発されました。」とあらためて解説している。

職場のストレス状況を明らかにして、職場環境にある原因を突き止め改善し、働きやすい環境を作るという本来の目的がさらに周知される必要があるだろう。

課題が山積しているストレスチェック

ストレスチェック制度が義務化されて6年が過ぎ、課題や問題点はいろいろと現れている。よく指摘されている課題を列举してみる。

- そもそも労働者が正直に回答できるような体制ができているかどうかということ。個人の回答の秘密が守られるか、答えることにより相応の気付きが得られるかどうかということがある。
- 高ストレス者と判定されて、医師の面接を受けやすい仕組みができているかどうか。労働者、事業場ともにメリットがあ

ると認識できる分かりやすさが必要だ。

- ・ ストレス情報は人や組織が関係している機微な個人情報のかたまりであり、情報の漏洩がないことを明確に示しているかどうかという問題。
- ・ 高ストレス者であるが医師の面接指導を希望しない労働者をどうフォローするかという問題は、その事業場の産業保健体制や産業医活動の問題となる。
- ・ 面接指導により、医師が事業場に対して意見を具申した際に、どのような措置の実施につなげるのか、問題が生じるときの対応をどうするかという問題がある。
- ・ 集団分析と職場改善の取り組みについては、組織内での上司と部下との関係など、職場の混乱が生じないか、そのための進め方や手法の選び方など。

ストレスチェック制度はそれだけで完結するものではなく、事業場の健康管理体制の一つのツールとして位置付ける必要がある。一人一人の労働者が調査票に回答しても、いつものように結果の通知があるだけ、ということになると、答えようとするモチベーションもなくなり、単なる意味のないルーチンになってしまう。

個々の結果が集約されて分析され、一定の傾向が示され、職場の問題点を掘り下げる取り組みが労働者の参加で進められ、その結果として改善が実現でき、さらに一定期間後にフォローの取り組みがされる。そのようなストレスチェックを端緒とした働きやすい職場づくりができたとしたら、この制度の効用があったということになる。

今後、より多くの職場での改善へ向けての取り組み事例が集積されることが望まれる。

効用が見える取り組みが必要

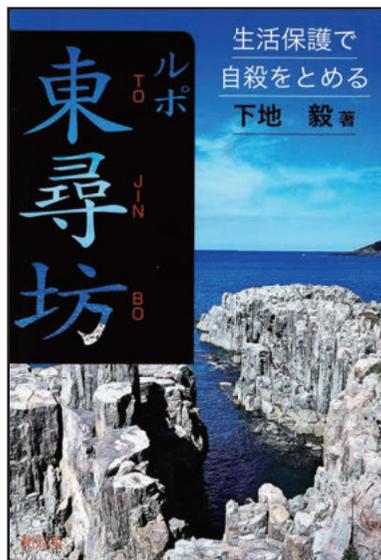
ルポ東尋坊 生活保護で自殺をとめる

下地 毅 著

東尋坊の断崖をさまよひ、眼下の海をのぞいて立ちすくみ、身を投げ出そうとする自殺企図者……そうした人を見つけるや体を張って止めに入る「NGO 月光仮面」。断崖の自殺防止パトロールだけではなく、命以外のすべてを失っている人に、生活保護の申請を援助し、住む場所と日々の食事を用意し、自立を促す「NGO 月光仮面」の活動。

「NGO 月光仮面」は、生活保護申請を様々な手口で受け付けない行政と年間1万人を超える人間を自殺に追いやる冷酷な日本国に立ち向かう！（2021.1）

緑風出版／四六判上製／328頁／2400円



死ぬまで元気です



Vol.47 右田 孝雄

皆さん、ご機嫌いかがですか？

私は至って元気ですと言いたいところですが、抗がん剤のアリムタ単剤投薬の直後で、この記事を書きながら気持ち悪さを少し感じています。抗がん剤の副作用は人それぞれでつらい方もいれば、軽い方もいます。私の場合は、抗がん剤投薬直後の夜はほぼ眠れません。その後二日くらいで気持ち悪さが出てきます。少し食欲も落ちて数日経過してから、気持ち悪さもなくなり食欲も徐々に戻ってきます。そして普段通りの生活が2週間ほど経過したら、またアリムタ単剤投薬となります。この繰り返しで早くも34回を数えますが、まだアリムタの耐性はできていないようです。

抗がん剤の副作用は色々ありますが、悪心はアリムタやシスプラチンの副作用では代表的なものです。女性が妊娠後に起こる悪阻のような感じだそうです。でも、妊娠中の女性でよく「すっぱいものが食べたい」というのがありますが、抗がん剤の副作用の場合、グレープフルーツや夏みかん、八朔などの苦みと酸味の強い柑橘類を食べると、悪心が酷くなるらしいのです。私もそれで失敗しました。それ以来、悪心中は水

炊きをポン酢で食べることができなくなりました。

アリムタの悪心が抜けて、普段の生活を2週間続けてると書きましたが、悪心が抜けかけてからの1週間程度は、今度は骨髄抑制が出てきます。こちらは症状が表面に出てこないことが多いのでお気を付けください。この辺りに生ものを不用意に食して、食あたりや感染症を引き起こしたりする場合があります。

食あたりといえば、先日地方へ講演に行った際、ある方の自宅へ招かれて、お寿司やサラダをたらふくいただきました。それが帰ってきた後に私たちを招いてくれた方がノロウイルスで酷い目に遭ったと聞きました。実は私たちがたらふくいただいた後に出てきたのが、帆立貝の串焼きでした。私は食べるように勧められましたが、もう満腹でしたので辞退したところ、私たちが帰ってからそれを食べてノロウイルスに感染したのではないかとされています。いつもの私ならきつと食べていたのにあの時食べなかったのが不思議なくらいです。

その数日後、娘が親友の家に招かれて焼肉パーティーをしたんです。親友の家はう

ちの家に近かったので、行く前にうちに立ち寄り買ってきたお肉を少し分けてくれました。その後、私たちは美味しく肉をよく焼いて食べました。翌日娘から「腹痛とかない？」と電話がありました。事情を聞いたら、昨夜帰ってから酷い嘔吐と下痢が続

いたそうです。どうやら娘もノロウイルスにやられたようです。

私は悪運が強いのか、抗がん剤投薬中ですが、危機回避できました。

さあ、色々忙しくなってきましたが、私はまだまだ元気です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

もはやこれまで

栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる
「中皮腫」患者の闘病の記録

もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

【お問い合わせ】

関西労働者安全センター
TEL:06-6476-8220
FAX:06-6476-8229
mail: info@koshc.jp

■出版社：星湖舎

<http://sksp.biz/index.html>

■体裁：四六判、本文 184 頁、ソフトカバー

■定価：本体 1500 円＋税

ISBN978-4-86372-097-8 C0095

韓国からの ニュース

■韓国初の職業病モニタリング体系の構築

「職業病安心センター」オープン

韓国で最初の「職業病安心センター」による職業病モニタリングシステムが構築された。労働者が来院した時から、専門医が職業歴を確認して報告するシステムを設け、職業病に素早く対応しようという趣旨だ。

雇用労働部は1日、職業病安心センターが作られた漢陽（ハニャン）大学病院で開所式を行った。職業病安心センターは、地域別に、拠点の総合病院が中心になって、労働者の職業性疾患を見付け出す役割を担う。初期診断の段階から職業との関連性があるかどうかを調べ、疑われれば職業環境の専門医と連携して追加被害を予防するという方針だ。必要に応じて、専門医が原因調査に参加する。

これと共に、重大災害処罰法施行令に明示された24の疾病患者が発生した場合、直ちに地方雇用労働庁と労働部に報告する常時報告体系を設ける。疾病災害の捜査が必要な場合、疾病と職業との関連性について専門的な諮問を提供する機能も遂行する方針だ。施行令に明示された24の疾病としては、塩化ビニール・一酸化炭素にばく露して発生した中枢神経系の障害などの急性中毒、水銀やその化合物にばく露して発生した急性中毒、高熱作業・猛暑に曝される場所で行う作業によって発生した、深部の体温上昇を伴う熱中症などがある。

職業病安心センターの役割を果たすため、漢陽大学病院を含めた、国立中央医療院、ソウル医療院、ポラメ病院、ソウル大学病院な

ど、12カ所が運営に参加する。2022年4月1日 京郷新聞 ユ・ソンヒ記者

■介護労働者の暴言・セクハラ被害予防のために録音機を普及

ソウル市社会サービス院は4日、「介護サービスの過程での、利用者のそんざいな言葉・悪口・セクハラなどによる精神的な被害を予防するため、所属専門サービス職（療養保護士・障害者活動支援士）労働者に録音装備を普及する」と明らかにした。

録音機は、職員たちがいつも着用している社員証ケースの形になっている。動きの多い業務中でも、いつでもどこでも、ボタンさえ押せば録音できるように設計されている。

今月からソウル市社会サービス院所属の総合在家センター4カ所（城東・恩平・江西・蘆原）の療養保護士と障害者活動支援士に録音機を提供し、試験運営する。試行過程で明らかになった問題点を改善・補完し、全体で12ヶ所ある所属機関に順次拡大する計画だ。

これと共に、感情労働による産業災害の危険から労働者が保護されるよう、事例類型別対応指針の開発や、苦情処理専担部署の設置、安全保健経営方針の樹立にも取り組む。2022年4月5日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

■最高裁、「下請け労働者の感電死」で韓電に「請負人」の責任

最高裁判所が、韓国電力公社（韓電）は、下請け業者の労働者の感電事故の責任に関し、安全措置義務が課せられた「請負人」と判決した。韓電が産業安全保健法上の「請負事業主」であるにも拘わらず、安全保健措置義務を果たしていないと釘を刺した。

今回の判決によって、「請負人」ではなく「発

注者」だという韓電の主張は力を失う。韓電は昨年11月に起きた韓電の下請け会社の労働者・故キム・ダウンさんの感電事故に関しても「建設工事発注者」と主張している。

最高裁判所二部は先月31日、下請け労働者の感電死に関連して、業務上過失致死と産業安全保健法違反で起訴された元・忠清北道本部長のパク・某被告に、懲役10月、執行猶予2年を言い渡した原審を確定した。両罰規定で一緒に裁判に付された法人の韓電にも、罰金700万ウォンが確定した。

最高裁は、韓電が直接工事を行わず、事業の進行過程を管理・監督しただけでも、旧産業安全保健法で定めた「請負事業主」に該当すると判示した。昨年1月16日に全面改正される前の産業安全保健法（29条1項）は、同じ場所で行われる事業で、専門分野の工事として施工される場合、各専門分野に属する工事の全部を請け負っていれば、事業主に労災予防措置の義務がある、と定めている。

最高裁は判決で「韓電を産業安全保健法で定めた請負事業主に該当するとみて、被告人の産業安全保健法違反をすべて有罪と判断したのは正当だ」と強調した。裁判所は、作業計画書の不作成と、現場に職員を配置しないなど、安全保健措置義務を果たしていないとした原審の判決に、誤りはないと判断した。韓電も安全保健総括責任者を指定せず、安全管理義務を果たしていなかったと指摘した。

今回の事件は、全面改正産業安全保健法の施行前でも、請負人の地位を認めたことに意味があるというのが、法曹界の大方の観方だ。

今回の判決は、安全措置なしで一人で電気の連結作業をしていて、高圧電流に感電して死亡したキム・ダウンさんの事件にも、影響を与えるものとみられる。2022年4月8日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■新型コロナウイルス陽性、低賃金労働者の6割は無給休暇

職場の甲質119と公共共生連帯基金は、先月24日から31日までに行った「コロナと職場生活の変化」に関するアンケート調査結果を10日に公開した。アンケートに応じた回答者は2000人で、そのうち430人（21.5%）はコロナ陽性の経験があった。

陽性の経験がある回答者430人のうち、有給休暇を取ったのは28.4%、在宅勤務をしたのは23.3%、無給休暇として処理されたのは25.8%だった。感染による不利益は、低賃金、非正規職、中小企業の労働者に集中していた。隔離期間に、月所得500万ウォン以上の高賃金労働者は、3.3%しか無給休暇として処理されなかったが、月所得150万ウォン未満の低賃金労働者は、60%が無給休暇で処理された。

コロナ大流行の中で、ワクチン接種や感染検査、濃厚接触者や陽性者として隔離されて仕事を休まなければならない時、中小企業・非正規労働者は、大企業・正規労働者に比べて「自由に」休暇を使えなかった。この三ヵ月間、コロナの感染予防と拡散防止のため、「なんの心配もなく自由に「ワクチン・検査・隔離休暇」を使えたか」という質問に、「そうだ」と答えた割合は、正規職労働者は70.8%、非正規職労働者は48.0%だった。高賃金労働者の81.0%は「ワクチン・検査・隔離休暇」を自由に使用したが、低賃金労働者の場合は半分の41.3%だった。

今回のアンケート調査は、コロナによる失業、所得減少といった問題だけでなく、コロナに直接関連する隔離期間、関連の休暇の使用などでも、被害が非正規職、小企業、低賃金労働者に集中していることを示している。

2022年4月10日 カン・ハンドル記者

■労働部「労働者急性中毒」トゥソン産業を重大災害法1号送致

労働者16人が「急性肝中毒」を起こしたトゥソン産業が「重大災害処罰等に関する法律」（重大災害法）の適用を受け、検察に「起訴意見」で送致された。今年1月27日の重大災害法施行後、雇用労働部が捜査して検察に渡した「1号事件」だ。

労働部は毒性物質の「トリクロロメタン」が含まれた洗浄液をエアコン部品の製造過程で使用しながら、特に安全措置を取らなかったため、労働者16人を急性肝中毒などの職業性疾病に罹らせるなど、安全保健管理体系構築の義務を履行しなかった疑い（重大産業災害致傷）で、トゥソン産業の法人と代表取締役のチョン・某氏を、昌原地検に起訴意見で送致した。

事件を受け取った検察は、追加の補強捜査を終えた後、起訴するものとみられる。これに先立ち、労働部は重大災害法違反の疑いでトゥソン産業の代表取締役に對する逮捕状を申請したが、昌原地裁は先月21日、「犯行を概ね認め、証拠隠滅のおそれがない」として棄却していた。当時、裁判所は「犯罪容疑は解明される」と明らかにしており、検察がチョン氏を起訴しない可能性は低いとみられる。2022年4月11日 ハンギョレ新聞 パク・テウ記者

■13年間ホルムアルデヒド作業、裁判所「白血病損害賠償せよ」

ソウル中央地裁は12日、界面活性剤メーカーの職員Aさんが会社を相手に起こした損害賠償訴訟で、原告一部勝訴の判決を行ったと発表した。Aさんが訴訟を起こしてから4

年目に一審の結論が出た。

Aさんは2001年から8年間、界面活性剤の製造会社であるD社の代表が運営する食品品会社に勤め、主に界面活性剤の実験と研究を担当し、ホルムアルデヒドの水溶液のホルマリンを投入する作業も担当した。ホルムアルデヒドは白血病の原因となる有害物質だ。

その後、Aさんは食品品会社からD社に移り、2009年から2年間は中国法人で、2014年までと同じ業務を行った。毎月2～3回ずつ、ホルムアルデヒドが入っている防腐剤20リットルを混合容器に注ぎ、年に1～2回はホルムアルデヒドを分ける作業を繰り返した。

2015年1月に慢性骨髄性白血病と診断された。勤労福祉公団も「ホルムアルデヒドの瞬間ばく露量が多い」として業務上の疾病を認め、療養手当と休業手当を支給した。2018年5月、Aさんは保護具なしで作業をして白血病に罹ったため、（訳註：定年まで働けば受け取れたであろう）逸失退職金、既払いと今後の治療費、慰謝料などを支給するように、訴訟を起こした。

裁判所は「本事件の疾病は、A氏が、排気施設が整っていない作業場で、保護具も具備していない状態で、ホルムアルデヒドを取り扱う業務に従事していたところ、過度にばく露したことで発生したため、D社はA氏に発生した損害を賠償する責任がある」と判示した。2022年4月13日 毎日労働ニュース ホン・ジュンピョ記者

■現代建設が「最悪の殺人企業」、四度目の汚名

現代建設が2022年の最悪の殺人企業第1位に選定された。昨年、6人の下請け労働者が、現代建設の建設現場で、作業中に落ちた



り、挟まれたりして亡くなった。労災死亡対策作り共同キャンペーン団が、2006年に初めて最悪の殺人企業を選定して以来、現代建設が1位を占めるのは今回で既に四度目だ。共同キャンペーン団には、毎日労働ニュースと労働健康連帯、民主労総が参加している。

共同キャンペーン団は27日午前、ソウルの現代建設の前で記者会見を行い、最悪の殺人企業の名簿を発表した。

現代建設の下請け労働者の命を奪った事故は、今回も落下や衝突といった通常災害だった。昨年の1月と9月に発生した墜落事故では、下請け労働者二人が死亡した。今年4月、雇用労働部は現代建設の主要な現場を監督したが、産業安全保健法違反事項（254件）の中で、墜落事故予防用の安全手摺りの不設置が23.2%で最も多かった。

殺人企業の2位には(株)大平があがった。尚州の大平化粧品燃料工場で、昨年8月、爆発事故で労働者6人が負傷し、重傷を負った元請の労働者5人が結局亡くなった。

労働者4人が死亡した大宇建設とテヨン建設が共同3位、労働者3人が死亡したイール産業、漢陽、現代重工業、SKTNS、S & I建設が共同5位になった。

例年のように、災害は下請け労働者に集中した。1位から共同5位に選ばれた9社で死亡した労働者34人の内、下請け会社の所

属が79%（27人）だった。

特別賞は、光州・鶴洞の撤去建物の事人の死傷者を出した現代産業開発に贈られた。この事故で、倒壊した建物がバス停に停っていたバスを襲い、バスに乗っていた市民が大怪我をしたり死亡した。しかし、重大災害処罰法が規定する重大産業・市民災害には含まれないため、労働部の集計からは除外された。

国土交通部は光州鶴洞事故の原因として、不法下請けによって工事費が大幅に減額され、安全を無視した無理な解体方式が使われたと指摘したが、現代産業開発の反省はなかった。現代産業開発は今年1月、無断で構造を変更して光州のアイパーク崩壊事故を起こし、労働者6人が命を失った。しかし、殺人企業を制裁する手段は無力だ。ソウル市は今年3月、手抜き工事などの建設産業基本法違反で、現代産業開発に三ヶ月間の営業を停止する行政処分を行った。その後、現代産業開発が行政処分の執行停止申請を提起したのを裁判所が受け容れ、行政処分の執行は停止された。下請けの管理義務不履行によって出された営業停止三ヶ月は、現代産業開発の要請で課徴金4億ウォンに換えられた。

また別の特別賞の受賞者は、韓国経営者総協会だ。労災遺族が命を懸けた闘いで作った重大災害処罰法が今年1月27日に施行されたが、財界の法律無力化の試みが後を絶たないからだ。共同キャンペーン団は「経総は法制定の論議が始まった2020年から、法が施行された今まで、法律の意味と目的を骨抜きにしようと努力している」と批判した。2022年4月28日 毎日労働ニュース カン・イェスル記者

（翻訳：中村猛）

前線から

港湾施設改善と石綿撤去問題

全港湾大阪支部安全衛生委員会

大阪

2005年に兵庫県尼崎市で発生したアスベスト健康被害、いわゆる“クボタショック”は多数のアスベスト被害者が発生しているばかりか、工場周辺住民にも複数の中皮腫患者が出ていることが明らかにされたことなど、あまりにも有名な社会問題となっています。

また、我が国において重要な役割を担う港湾施設がありますが、主要な施設である岸壁を見ると、今後20年で供用開始後50年以上を経過する施設が全体の半数以上になるなど、高度経済成長期を中心に整備した施設の老朽化が急激に進行することとなります。

私たちが就労している大阪市大正区の大正第一突堤では毎年港湾施設の老朽化に伴う改善要請を行っています。

要請のひとつに、第一突堤6号～9号倉庫でアスベスト建材が使用されている部分が有り、事業協同組合を通じ、健康で働き続けられる職場環境を実現して行く為に、港湾局にアスベスト建材を使用している局管理の建物等について、全面かつ完全な撤去を要望し、2009年に大正内港でアスベスト撤去工事が行われました。

その中でも第一突堤6号倉庫は天井全面と壁の一部にアスベスト建材を使用しており倉庫内をO社とT社が半分ずつ使用している状況でした。

工事は壁面の撤去工事からはじまり、天井の工事へと進められました。

O社は倉庫の使用範囲を制限し、半分ずつ、縦二分割で工事を進め、T社使用範囲では、倉庫使用におけ

る作業の影響を少なくするために天井工事については天井から足場を吊り下げ、倉庫を上下二分割に分けて作業を行う“吊り足場工法”で工事を行いました。

工法の違いはありましたが、全ての倉庫でアスベスト撤去工事は無事に終了しました。

しかし、港湾局管轄の施設では撤去工事はすすめられていますが、プライベートバスや、旧建築法で建てられた倉庫などは未だにアスベストを除去しきれていない施設も有ります。

今年4月にアスベスト法が一部改正され、規制対象の拡大や、アスベスト調査結果の作成・報告・保存の義務化、違法なアスベストの除去作業をした際などは直接罰を新設するなどしています。

全港湾大阪支部安全衛生委員会では規制以前にアスベストを荷役していた組合員OBの労災請求なども行っていますが、今後は関西労働者安全センターと情報を共有し、更なる運動を進めていきたいと考えています。(全港湾大阪支部 藤原崇)



技能実習制度廃止！全国キャラバン 2022

<https://www.end-slavery.org/>

【神戸】スタンディングアクション・タウンミーティング

「技能実習制度廃止！全国キャラバン in 神戸」

6月01日 18:30 神戸学生青年センター（ウエスト）

「もうウソやごまかしはやめて、まっとうな外国人労働者受入れ制度を」

【講師】

鳥井 一平さん（NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事）

斉藤 善久さん（神戸移民連絡会、神戸大学准教授）

参加費無料

【大阪】タウンミーティング「技能実習制度廃止！全国キャラバン in 大阪」

6月02日 18:30 JAM 西日本会館

「技能実習制度の問題点 あるべき外国人労働者の受け入れ制度」

【報告者】小山かおるさん（移住者と連帯する全国ネットワーク運営委員）

【パネルディスカッション】

◇トピック1 外国人労働者受入事業所はどんなところ？

◇トピック2 一緒に考えよう受け入れ制度

参加費無料、会場参加とオンライン参加併用

オンライン参加希望者は5月31日までに rink@a.email.ne.jp へ

【京都】スタンディングアクション@八坂神社（祇園）前石段下

「技能実習制度廃止！全国キャラバン in 京都」

6月03日 15:00

八坂神社（祇園）前石段下

4月の新聞記事から

4/6 大阪府吹田市の薬局で勤務し、2016年に自殺した女性(30)の遺族が、自殺は社長や上司のパワハラが原因として、運営会社などに計約8800万円の損害賠償を求めた訴訟は、大阪地裁で和解が成立した。社長らが遺族に謝罪し、同社側は解決金300万円を支払う。3月11日付。女性は14年10月から薬局に勤務し、処方箋のパソコン入力業務などに従事。社長や上司から何度も叱責され、15年8月にうつ病と診断され、16年1月に自殺した。遺族は19年4月に提訴していた。

4/11 学校法人「森友学園」をめぐる財務省の決裁文書改竄問題で、自殺した近畿財務局の元職員、赤木俊夫さんの妻、雅子さんが記者会見し、改竄の遠因は安倍晋三元首相の国会答弁にあったとの認識を示した。安倍氏は平成29年2月の衆院予算委員会で「私や妻が関係していたら総理大臣も国会議員も辞める」と発言していた。雅子さんが当時の財務省幹部に、「『間接的にあれが原因であろう』という話をされた」と明らかにした。

4/12 内閣府は、議員への有権者や先輩議員によるハラスメント防止に向け、全国の地方議員の被害体験を基に作成した動画を「ユーチューブ」で公開。地方議会や国会に研修での活用を呼びかけるほか、有権者にも周知してハラスメントの根絶につなげたい考えだ。

4/14 「仮面ライダーリバイス」(テレビ朝日系)の制作に携わっていた「東映」社員の20代女性に対し、残業代の未払いがあったなどとして、中央労働基準監督署が同社には是正勧告を出した。女性は2020年11月から「リバイス」のアシスタントプロデューサー(AP)となり、残業時間を月70時間とする「固定残業制」が適用された。制作期間中は1日13時間以上が常態化、休職するまでの約3か月間はほとんど休日がなかった。制作現場で助監督などからセクハラ被害にも遭ったという。適応障害と診断され、休職し、女性は長時間労働や残業代未払いについて、労基署に申し立て、中央労基署は東映に対し2022年4月1日までに是正勧告を出した。

4/15 岡山市の建設会社でベトナム人技能実習生の男性が約2年間、複数の日本人従業員から暴行を受けた問題で監理団体の担当職員が、解体作業中に男性が歯を折るなど大けがをしたことを知りながら、医師らに「自転車でこけた」と虚偽の説明をしていたことが分かった。監理団体は実習制度を監督する外国人技能実習機構(東京)への報告義務を怠った疑いも。岡山労基署は実習先を労働安全衛生法違反(労災隠し)の疑いで調べている。

4/19 ミネソタ州の男性が、自分が望まない誕生日のサプライズパーティーを職場で開かれたためパニック発作が起きたとして訴訟を起こし、勝訴した。会社側は、総額45万ドル(約5700万円)の賠償金の支払いを命じられた。パーリングさんは事前に、ストレスや不安を誘発する恐れがあると、誕生日のパーティーは開かないよう会社側に伝えていたという。

4/21 自民党の厚生労働部会などの合同会議は、アスベストによる中皮腫などで死亡した労働者の遺族らを対象とした「特別遺族給付金」などの請求期限を10年延長する石綿健康被害救済法の改正案を了承。公明党の部会も同日、法案を了承、改正法案を今国会に提出する。

新型コロナウイルスへの感染を理由に退職を強要されたのは違法として、視覚と聴覚に障害のある大阪

市内の男性(39)が、元勤務先の障害者就労支援事業所に、330万円の損害賠償を求める訴訟の第1回口頭弁論が大阪地裁であった。男性は同僚の付き添いで通勤していた。昨年9月、新型コロナウイルスで約1カ月間休職。事業所側から、復帰後、感染リスクを理由に付き添い出勤が認められず、何度も退職を持ちかけられ、精神的苦痛で退職した。

4/22 在日韓国人2世の小説家、方政雄(パンジョンウン)さん(70)が、アスベスト禍に翻弄される人々を描いた短編を収めた小説集を出版した。アスベストを扱う工場で働いていた兄が石綿関連疾患で死亡するなど自らの経験を基にしている小説「光る細い棘」の舞台は尼崎市。高校の夏休みに「久保田鉄工」で友人とアルバイトをする。約40年後、友人は石綿関連疾患で死亡。やがて主人公にも病魔が襲う。

4/25 うつ病で休職した京都府内の地方公務員の50代男性が、府が実務を担う公務災害の認定に時間がかかったことで未払い給与の受給が遅れたとして、府に損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、大阪高裁は原告敗訴の一審判決を取り消し、府に遅延損害金約145万円の支払いを命じた。判決は15日付。男性は2014年11月～17年3月に休職。16年5月、地方公務員災害補償基金府支部に公務災害を申請したが、認定は復職後の18年11月。

4/26 勤務していたカトリック長崎大司教区(長崎市)の複数の神父からパワハラを受けて心的外傷後ストレス障害(PTSD)を発症したとして、元職員が教区に約5380万円の損害賠償を求める訴えを長崎地裁に起こした。元職員は2017年4月から教区で勤務。信徒から性暴力や人権侵害に関する相談を受ける業務を担当していたが、複数の神父から非難されるなどのパワハラを受け、PTSDを発症した。20年6月に休職、22年3月には退職を余儀なくされた。

4/27 2015年に心筋梗塞で死亡した神奈川県内在住の男性運転手の遺族が、死亡は長時間労働が原因などと、運転手の派遣や車両運行管理を手掛ける「セーフティ」(東京都)に計約6000万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、横浜地裁であった。判決は同社に約3800万円の支払いを命じた。17年に労災認定。発症前6カ月間の時間外労働が月平均147時間を超えたこと認定。「車両運行は業務の一環。待機中も解放されていない」とした。

3年前、熊本・上益城消防組合に勤務していた男性職員が自殺したのは上司のパワハラが原因として、遺族が熊本地裁に提訴した。遺族は消防組合に対し、合4000万円の損害賠償を求めている。2019年5月、男性職員は「パワハラを受けた」などの文書を残し、自殺。第三者委員会は元上司のパワハラを認め自殺の一因と指摘し、去年1月には公務災害にも認定された。

4/28 川崎重工業(神戸市)から中国の関連会社に向向していた男性社員(35)が自殺したのは、川重側が安全配慮義務を怠ったためとして、遺族が同社に約1億円の損害賠償を求める訴訟を近く神戸地裁に起こす。男性は2013年4月、中国の現地企業との合弁会社に向向した。海外勤務は初めてのことで、中国語もほとんど話せなかった。現地の部下とのコミュニケーションに苦心する一方、担当業務や担当外のトラブル対応など仕事は急増し、6月にうつ病の症状が見られた後、7月に単身赴任先で自殺した。神戸労働基準監督署は16年3月労災と認定した。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259